

**国民年金の前納割引制度の申し込みは2月末まで!**

国民年金の保険料をまとめて前払いすると、保険料が割引されます。これを前納割引制度といいます。前納の支払方法は、口座振替、クレジットカード納付または納付書の中から選ぶことができます。前納割引制度の申し込みは、毎年2月末までです。お早めにお手続きください。

**口座振替、クレジットカード納付の前納申し込みは、2月29日(木)まで**

※6か月前納は2月末までと8月末までの年2回申し込みができます。

申請書ダウンロードはこちら➡

東福岡年金事務所 国民年金課  
(福岡市東区馬出3-12-32)  
☎ 651-7967(代表)

日本年金機構ホームページ

**スマホお助け窓口を開設します**

住民課 住民係  
☎ 932-1467(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線113)

須恵町ではみんなにやさしいデジタル化の推進のため、スマートフォン初心者・スマートフォンを使っていたい人を対象に、個別対応で予約不要の無料相談窓口を開設します。  
※スマートフォンを持っていない人には、無料で貸し出します。

**こんなお困りごとはありませんか?**

- 設定変更の方法(画面の明るさ、文字の大きさの変更)
- インターネットや地図の使い方と検索方法
- LINEの始め方、返事の送り方や友だち追加の方法など

**お気軽にお立ち寄りください!**

- こんなこと尋ねてもいいの?と思わずに、ささいな困りごとでもご相談ください。

**スマートフォンに関する日々のお悩みを気軽に相談してみませんか?**

**3月18日(月)が最後の開催日です!**

▶ **開設日** 2月19日(月)、26日(月)  
3月4日(月)、11日(月)、18日(月)

▶ **受付時間** 9時~12時、13時~16時

▶ **場所** 役場 1階ロビー特設カウンター

▶ **相談内容** スマートフォンの基本操作(メール・電話・カメラ・インターネットの使い方)、LINEの登録方法、マイナンバーカードの申請方法など

▶ **注意事項** 端末設定や端末の購入、機器の故障の相談などは受け付けていません。

**漏水調査を行なっています**

上下水道課 水道係  
☎ 932-1445(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線235)

3月末まで、町内全域で水道管の漏水調査を行なっています。  
調査は、町が委託した次の業者が行い、調査員は身分証を携帯しています。また、調査の際には宅内に入り、水道メーターボックスを開けて調査を行います。ご理解とご協力をお願いします。

▶ **調査委託業者名** 株式会社 コスモリサーチ

**子育て世帯生活支援特別給付金の申請忘れはありませんか?**

子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線150)

低所得の子育て世帯に対して、令和5年7月から申請を受け付けている給付金です。申請の締め切りが近づいています。下記に該当する人で、まだ申請されていない人は締切日までに申請をお願いします。

▶ **支給対象者**

- 対象児童を養育しており、令和5年度の住民税均等割が非課税の人
- 対象児童を養育しており、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降、住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる人
- 令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金を須恵町から支給された人(令和5年6月23日振り込み済み)で、令和5年3月1日~令和6年2月29日に生まれた児童がいる人

▶ **対象児童**  
平成17年4月2日~令和6年2月29日に生まれた児童  
※ 特別児童扶養手当の対象である児童の場合は、平成15年4月2日~令和6年2月29日に生まれた児童

▶ **申請締め切り日 2月29日(木)**  
詳しくは、右記QRコードからホームページをご確認ください。

ひとり親世帯はこちらから  
その他の世帯はこちらから

**償却資産の申告はお済みですか?**

税務課 賦課係  
☎ 932-1495(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線136・140)

1月1日現在、個人や法人で事業を営んでいる人や、駐車場・アパートなどを貸し付けていて、償却資産をお持ちの人は申告が必要です。  
申告期限は1月31日(水)まででした。まだ申告がお済みでない人は、速やかに申告をお願いします。  
償却資産申告書が届いていない場合や、新たに送付が必要な場合は、税務課 賦課係 固定資産税担当までご連絡ください。

**軽自動車の車検時における納税証明書の提示について**

税務課 賦課係  
☎ 932-1495(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線131)

軽自動車検査協会がオンラインのシステム(軽JNKS)を利用することで、軽自動車税(種別割)の納付状況を確認できます。  
これまでは軽自動車の車検(継続検査)の際に、軽自動車税(種別割)の納税証明書を提示する必要がありましたが、昨年からの納税証明書の提示が**原則不要**となりました(二輪車を除く)。  
詳しくは須恵町ホームページをご確認ください。  
※二輪、原付、小型特殊は対象外です。  
※納付情報がシステム(軽JNKS)に登録されるまで相応の日数を要する場合があります。

**役場庁舎のエレベーターが停止します**

総務課 庶務係  
☎ 932-1152(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線315)

部品供給停止に伴い、役場庁舎エレベーターの改修工事を実施します。工事期間中は、**エレベーターの利用ができません**。  
大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶ **工事期間**  
2月16日(金)~3月中旬(予定)

▶ **注意事項**

- 階段を利用できない人は総合案内(役場1階 住民課前)へお越しください。
- 工事に伴い、大きな音が出る場合がございますので、ご了承ください。

**役場からのインフォメーション**

**町税の納付忘れにご注意ください**

税務課 収納係  
☎ 932-1495(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線139)

**2月29日(木)**に納付期限をむかえる町税があります。  
町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。  
また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落とします。預金残高にご注意をお願いします。

▶ **対象の税目**

固定資産税	4期
国民健康保険税	9期

**軽自動車・バイクなどの廃車手続きはお済みですか?**

税務課 賦課係  
☎ 932-1495(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線135)

軽自動車税は、毎年4月1日時点の登録に基づいて課税されます。  
すでに他人に譲り渡すなどして所有していない場合は、3月末までに廃車手続きをしてください。  
手続きが行われないと、翌年度以降も課税されますので、ご注意ください。  
なお、軽自動車税は月割の制度がないため、4月2日以降に廃車手続きをしても、その年度の税金は、全額納める必要があります。  
車種により廃車手続きの届出先が異なります。詳細については、次のとおりです。

種類	届出先
125cc以下のバイク・小型特殊自動車	須恵町役場 税務課 ☎ 932-1151(内線135)
125cc超のバイク・二輪の小型自動車	九州運輸局 福岡運輸支局 ☎ 050-5540-2078
軽自動車	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎ 050-3816-1750

※詳しい手続きについては各届出先にお問い合わせください。